

〔個人研究〕

小学校令期における各宗派同盟と 簡易小学校についての一考察

濱田由美

はじめに

日本の近代学校制度が、明治五年（一八七二）の「学制」頒布により始まったことは周知の事実である。もっとも、その後「教育令」・「小学校令」と、大きな制度の見直しが繰り返されており、その間にも度々改正が行われていたことは記録により明らかである。背景には欧米諸国からの直輸入的教育制度そのものの問題だけではなく、当時の国内情勢の影響も少なくなかったと思われる。

明治一〇年（一八七七）に始まった西南戦争における多額の戦費確保などで疲弊した国家財政の改善を図るため、大蔵卿に就任した松方正義は緊縮財政政策を実施したが、極端な政策は物価の暴落を引き起こす結果を招いている。さらに天候不順の影響による農作物の不作なども加わり、困窮した農民たちの多くが都市部へ流入したことで貧民窟が形成されていった。当時東京府には三大貧民窟（下谷万年町・芝新網町・四谷鮫河橋）が形成されており、やがて深川・本所・浅草など下町方面に広がっている。このような

状況の中、明治一九年（一八八六）に公布された「小学校令」では、小学簡易科の設置が認められていた。

日本に初めて導入された近代学校制度は、民費依存・受益者負担を原則としている。制度見直しにおいてもその方針は継承されたが、小学簡易科は就学者からの授業料徴収を行わないことが前提とされていた。この簡易科設置が制度上認められたのは「小学校令」初期のわずかな期間ではあるものの、東京府では宗派を超えた仏教寺院が協力して設立した簡易科小学校が、数多く存在していたことは記録により明らかである。

久木幸男は慈善学校について「規模が小さく短命に終わったものが多いので、関係資料も散逸しており、研究対象としてなり難かったのではないか^①」としながらも、京都に設立された慈善洛東学院を例とした研究を残している。さらに、戸田金一は「学制期における府県の貧困子

女就学方策について^②・「秋田県2慈善学校狭間期における貧民子弟の就学^③」・『明治初期の福祉と教育』などで、秋田県の貧民子弟の就学について言及しており、土方苑子は『東京の近代学校^④』の中で、東京市域における貧民学校の設立状況についての研究成果を報告している。また、谷川穰^⑤は僧侶による小学簡易科設置について、主に『明教新誌』などの雑誌資料を中心とした研究成果を明らかにしており、中西直樹^⑥は近代学校制度導入期における仏教の関わりについて言及しているものの、慈善学校・貧人学校・簡易科小学校などに関する研究が、十分な成果を残している状況に無いのは明らかである。

近世においては寺子屋が庶民教育に大きく貢献していたことは広く知られており、中でも多くの僧侶が、地域の子供たちに読み書き指導していた事実を伝える記録は少なくない。近代学校制度導入に際しても、寺院を教場に開校する学校は多く、近代学校制度導入後も仏教と教育

が深く関わってきたのは明らかである。ここでは「小学校令」初期に設立された簡易科小学校の中でも、特に仏教寺院が宗派を超えて設立した東京府内の簡易科小学校に注目し、その設立に至った背景と、その意義について考えてみたい。

一、「学制」から「小学校令」へ

明治四年（一八七二）七月一八日に文部省が設置され、翌五年八月三日に「学制」が頒布されたことで、日本の近代学校制度は始まっている。「学制」においては「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノ」として、尋常小学だけではなく、女児小学・村落小学・貧人小学・小学私塾・幼稚小学と六種類の学校が想定されていた。基本の尋常小学は六歳から九歳までを下等小学、一〇歳から一三歳までは上等小学と定められており、就学期間

は八年間とされている。その他の小学については以下のように定められていた。

第二十二章 幼稚小学ハ、男女ノ子弟六歳迄ノモノ、小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ

第二十三章 小学私塾ハ、小学教科ノ免状アルモノ、私宅ニ於テ教ルヲ称スヘシ

第二十四章 貧人小学ハ、貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入学セシメン為ニ設ク、其費用或ハ富者ノ寄進金等ヲ以テ、仁恵ノ心ヨリ組立ルモノナリ、仍テ仁恵学校トモ称スヘシ

第二十五章 村落小学ハ、僻遠ノ村落農民ノミアリテ教化素ヨリ開ケサルノ地ニ於テ、其教則ヲ少シク省略シテ教ルモノナリ、或ハ年已ニ成長スルモノモ其生業ノ暇来リテ学ハシム、是等ハ多ク夜学校アルヘシ

第二十六章 女児小学ハ、尋常小学教科ノ

外ニ女子ノ手芸ヲ教フ⁹⁾

この時期既に授業料の支払いが難しい人々のため、寄附金などで維持される貧人小学設置の必要性が認識されていたのは明らかであるものの、実際に貧人小学が設置される事がなかったのは、『文部省年報』¹⁰⁾にその記録が無いことから明らかである。もともと、近代学校制度の導入に際し公布された「学制」の期間は決して長くはなかつたのであり、明治一二年（一八七九）九月二十九日、太政官布告として「教育令」が公布されている。その中で特に注目される内容は以下の通りである。

第十三条 凡兒童六年ヨリ十四年ニ至八箇年ヲ以テ学齡トス

第十四条 凡兒童学齡間少クトモ十六箇月ハ、普通教育ヲ受クヘシ

第十六条 公立小学校ニ於テハ八箇年ヲ以テ学期トス、土地ノ便宜ニ因リテハ此学期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシト雖モ、四箇年

ヨリ短クスヘカラス、此四箇年ハ毎年授業スルコト必四箇月以上タルヘシ

第十七条 学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就学ト做スヘシ

第十八条 学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方テハ、教員巡回ノ方法ヲ設ケテ、兒童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ¹¹⁾

「教育令」においては、就学期間を基本八年間とするものの、土地の便宜によつては半分の四年に短縮出来ることが定められていた。また、年間わずか四ヶ月の出席で就学したと認められるなど、就学条件が非常に緩くなつていたことが特徴とされており、校舎を設けなくとも教員の巡回授業による就学も認められていた。

さらに、「自由教育令」とも称される制度への移行では、小学校における教科についても「読書・習字・算術・地理・歴史・修身等」の初歩を教えることが基本とされるなど、大きく簡素化さ

れたものの、翌一三年一月二八日に公布された「改正教育令」では、「修身・読書・習字・美術・地理・歴史等」の初歩的内容を教えることと改められている。修身の授業が最初に明記されたことから、この授業を重視する方針転換の姿勢がうかがわれるものの、就学期間については三年以上八年以下と短縮されている。

「学制」から「教育令」への移行には、明治一〇年（一八七七）の西南戦争における戦費獲得を背景とした経済問題だけではなく、民権運動の高まりも大きく関わっていたと思われる。当初緩められた制度が、修身教育を重視する方向へと変わっていった背景には、当時の社会情勢により、初等教育の段階においても修身授業の必要性が認識された結果であったのは明らかである。幕藩体制下において朱子学を教育の中心に据えることで、支配体制強化を図ってきた歴史を持つ我が国が、近代学校制度の導入を急ぐあまり欧化主義に偏り、道德教育を等閑にして

きた反省から、初等教育における教育内容を軌道修正し、修身の授業を重視する方向へ変わっていったものと思われる。

もともと、「学制」から「教育令」まで様々な問題を抱えながらも就学率は順調に増加しており、明治一六年（一八八三）には五一パーセントまで上昇したものの、その後は一転して明治二三年（一八九〇）までの七年間は減少傾向が続いている。改正教育令においては、「地方税若干ハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立学校トシ、一人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立学校トス」と定められたが、緊縮財政による深刻な窮乏は税収の減少につながり、結果として教育費が削減されたことで、再び「教育令」の改正が実施されたことも、少なからず就学率に影響していたのは明らかである。明治一八年（一八八五）に改正された「教育令」では、小学校だけではなく小学教場も認められ、授業時間は三時間以上六時間未満に改められている。ま

た、土地の状況によっては午後半日もしくは夜間の授業も可能とされたが、結局この改正も長くは続かず、翌一九年四月一〇日の勅令第十四号により「小学校令」が公布されている。

「小学校令」においては、小学校を高等・尋常の二等に分け、六歳から一四歳までを学齢期と定めている。また、第十五条・十六条は小学簡易科についての記述であり、簡易科の経費に關しては、「区町村費ヲ以テ之ヲ支弁スヘシ」と決められている。さらに教員の俸給についても、「地方税ヲ以テ之ヲ補助スル」ことが明記されており、同年五月二五日に公布された文部省訓令第 一 号「小学簡易科要項」^⑬で定められた内容は次の通りである。

- 一、修業年限 三箇年以内タルヘシ
- 一、学 科 読書・作文・習字・算術
- 一、学 級 児童六十人以下ノ場合ニ於テハ学級ヲ分ツコトヲ得ス、其他ハ尋常小学ニ準ス

- 一、授業時間 毎日二時間ヨリ少カラス三時間ヨリ多カラス
- 但算術ノ時間ハ授業時間総数ノ半以上タルヘシ

簡易科の就学期間は三年と定められたが、授業時間は二時間から三時間と大幅に短縮されている。また、授業内容も簡素化されているものの、特に算術が重視された背景については不明である。

二、東京府の簡易科小学校について

「小学校令」に小学簡易科が明記されたのは明治一九年（一八八六）四月のことであるが、真宗大谷派委員寺田福寿が東京府下各宗寺院協議所に向け、長大な意見書を提出したのは翌年二月のことであった。「日本の古例を鑑みるに、各宗寺院は通俗の学校を開て子弟を教育せしに依り、後世之に倣ふ者を名けて寺子屋と云ふに至る、

又西洋寺院の実例に照せば、是亦宗派の異同を問わず皆悉く今に世俗普通の学校を設て無縁の諸人を誘引¹⁴している。ところが、「維新後の短日月間にして外教初入の第一誘引門日本国にも亦備はれりと云ふべし、之に反して吾佛教徒に於て通俗学校を設て諸人を誘引する者幾計あるや」と、仏教界における普通教育参入への遅れを憂いている。当時寺田が考えていた学校は次のようなものであった。

一、府下各宗の寺院をして、文部省の学令に順ひ世間普通の私立小学校を成るべく数多く開かしむる事

一、小学校は当分成るべく簡易なる課を開かしめて、広く衆嬰兒を教ゆるの法を設けしむる事

一、小学校は成るべく僅少の月謝を要せしめ、貧兒は無月謝にて教授するの法を設けしむる事¹⁵

寺田が各宗派協力して学校設立の必要性に言

及した背景については明らかではないものの、同年八月二六日付けの『明教新誌』には、修身演説として次のような記事が残されている。

近頃府下各区の各宗寺院は共同して各区に貧兒教育の小学校を設立せられたるが、何れとも教授法は今度東京府庁より第四十四号を以て令せられたる小学簡易教則に依ものと知られたり、然るに此簡易科は読書・作文・習字・算術の四科にて、別に修身の科目は見へされとも、読書中に修身教義を含蓄せしめらるゝの意なるが、未だ教授本の制定を見されは其何たるは知り難けれど、其は兎に角僧侶の慈手に此美挙ある已上は、修身演説の科を置き仏教主義の修身演説といふを開かれては如何¹⁶

右の記述からは、当時の寺院関係者の中には普通教育に参入する大きな目的として、当然仏教の教えを広めることの期待があつたのは明らかである。

もつとも、『文部省第十五年报』（明治二〇年）

には小学簡易科の設置について、「広島・愛媛・兵庫・石川ノ諸県ニ於テハ、五百四拾四箇乃至七百貳拾四箇ノ多キニ達スルニ、山梨・静岡・宮城・群馬ノ諸県ニ於テハ三箇乃至九箇ニ過キスシテ、東京府・埼玉・茨城・佐賀ノ諸県ニハ一モコレアルコトナシ¹⁷⁾」との記述が残されており、簡易科設置への取り組みが各府県により大きく異なっていた事実が明らかとなっている。さらに「小学簡易科ハ、民間或ハ之ヲ貧民学校ト唱ヘ、己レ自ラ授業料ヲ納メテ子弟ヲ尋常小学校ニ入ル、コト能ハサルモノモ、小学簡易科ニ入ルコトヲ屑トセル、町村モ亦其指定ヲ好マサル等ノ事情アルコト府県ノ多ク報告スル所ナレハ、小学簡易科ノ多カラサルハ、或ハ是等ノ事情ニ因ルモノアラン¹⁸⁾」との報告が残されている。簡易科については設置する町村側だけではなく、授業料の負担が難しい貧困層側にとっても受け入れに複雑な思いがあったのは明らかであり、結果として地域により設置状況に大きな

差が生じていたものと思われる。

地域の寺院協力により設けられた東京府内の学校の中で、初期の開校と思われるのが明治二〇年（一八八七）五月二二日開校の慈愍小学校（本郷区）である。同校の設置願が提出された際に、特別に追加されたのが次の記述であった。

但シ、学科・学期・課程及、教科用図書・器械等ハ、当分ノ内客年府令第三十号、小学校ノ学科及其程度実施方法、中小学尋常科ノ部ニ準シテ施行スヘシ、其他ハスヘテ本府学務課ニ商議ヲ遂クヘシ、且、開校ノ期日ハ前以テ届出ヘシ

明治二十年五月二日 東京府知事高崎五六¹⁹⁾

右の記述により、慈愍小学校が当初尋常科として開校していたのは明らかである。もともと、慈愍小学校委員により作成された「就学の勧め²⁰⁾」には、月謝を徴収しないことが明記されており、実態としては簡易科小学校に類する学校として設立されていたと思われる。本郷区・

小石川区内一五の寺院が中心となっていたのは明らかであり、同校の開校に臨席した東京府知事高崎五六の祝詞にも、この小学校が本郷区近傍の各宗寺院の僧侶諸氏が設立に尽力した事実が語られている。さらにここでの教育について、「殊に貧民の子弟を教育するの学校に於ては、努めて道徳の教を重し、各自生計の事に勉勵する様教育せんと、最も肝要なる」として、特に道徳教育への期待が大きかったと思われる。当初尋常科として設置された慈愍小学校から「簡易科御引直願」が提出されたのは、明治二〇年一〇月一六日のことである。当初から貧民子弟の教育を目的に設けられた学校ではあったものの、制度化に伴い簡易科に移行したと思われる。また、東京都文書館には同年八月二四日に提出された慈善学校（浅草下谷）の設置願も残されている。

慈善学校設置願

謹而、東京府知事閣下ニ請願ス、我東京府

下ノ如キ人口繁密、随テ貧富ノ等差最モ甚敷、貧者ハ益窮シ、富者ハ益饒ナルノ勢ニ推移候、然ルニ貧者ノ子弟タル目前ノ活計ニ困苦致シ候ヨリ、自然入校就学候事能ハス、其知識ノ昏昧ナルト、生活ノ窮困ナルトニヨリ、不知・不識法令ニ背キ、懲罰ニ罹ル者往々コレアリ、是所謂不教ノ民ヲシテ驅テ法抗ニ陥ラシムル者ニシテ、国家文明ノ缺典誠ニ憐レムベク、傷ムヘキノ至ニ存候、就テハ、我輩幸ニシテ奎運旺盛ノ明世ニ遭遇シ況シテ自家宗教ノ徳義ニ於テ傍觀スルニ忍ヒス、茲ニ浅草下谷近傍各宗寺院僧侶有志ノ者同心協力、各自応分ノ喜捨ヲナシ、一ノ慈善小学校ヲ設置シ、客年府令第二十七号学齡兒童就学規則第三條ニ基キ、就学猶予ノ許可ヲ得シモノヲ集メテ就学為致度、一ハ以テ窮困難化ノ民ヲ薰陶シ、一ハ以テ国家文明ノ萬一ヲ裨補致シ度、依テ先浅草ニ一校ヲ設ケ度候間、左ノ件々御

認可奉仰度、同盟規約相添此段奉願候也、

下谷区上野桜木町十七番地

天台宗凌雲院住職

権僧正 宮部亮常 印

明治廿年八月廿四日

浅草区浅草永住町拾七番地

真言宗密蔵住職職

権中僧都 加美谷智観 印

浅草区浅草南栢山町三十六番地

日蓮宗正覚寺住職

権少講義 草ヶ谷豆要 印

下谷区南稻荷町九拾八番地

真宗唯念寺住職

若桜木清讓 印

浅草区田島町廿番地

浄土宗誓願寺住職

新妻靈俊 印

北豊島郡地方槁場町千四百五拾番地

曹洞宗総泉寺住職

千葉俊機 印

浅草区松葉町百廿壹番地

臨濟宗海禪寺住職

宮本文浄 印²³⁾

浅草区柴崎町二十四番地の寶珠院を借用し開校した同校の目的は、府下貧民のため簡易科を設け教育することであった。背景には「不知・不識法令ニ背キ、懲罰ニ罹ル者往々コレアリ」状況を少しでも回避しようとの思いがあつたのは明らかである。また、学校設置に向け取り決められた「同盟規約書」²⁴⁾によると、「本校の維持金ノ義、同盟各寺院有志者ノ寄附金要シ、充分ノ準備ヲナス事ヲ決行スル事」とあり、各寺院の寄附金により維持されることを前提に設立された学校であるのは明らかである。賛同して署名したのは浅草区・下谷区を中心とした寺院の僧侶たちで、その数は一八七人にも及んでいた。この慈善小学校は、その後生徒の増加を理由に分校設置願を提出して²⁵⁾おり、下谷区北稻荷町の

廣徳寺寺中圓照院を教場として、宮部亮常（天台宗）・若桜木清讓（浄土真宗）・朝木英叟（臨濟宗）の連名で開校願が提出されたのは、同年一月一四日のことである。東京府内にはこの他にも慈育学校（麻布・赤坂・芝）・教友小学校（深川）など、明治二〇年だけでも多くの学校が宗派を超えた僧侶たちにより設けられている。もともと、この時期東京府内には複数の宗派の同盟により設立された学校だけではなく、同一宗派の僧侶が協力して開校に至った記録も残されている。同年九月に浅草松清町の本願寺内に設けられた開善学校は、真宗大谷派の僧侶の団結により設立された学校で、学校経費は「同盟者并有志ノ寄送金」で賄うことが定められていた。教育内容は尋常科とされているが、貧民子弟の為に設立された学校であり、設置願には六二名の署名が残されている。同校の設立目的について、「古者寺児ノ称アリ、蓋シ、寺院住職等檀家子弟教育シテ、習字・読書等ノ業ヲ授ケ、以テ間接

布教ノ実益ヲ奏セシ」とあり、慈善的思いだけで貧民教育への参入が目指されていなかったのは明らかである。もともと、各宗仏教寺院の協力で設立された簡易科小学校は、本来公的資金により賄われるはずの経費が、各寺院の寄付金で支える事を前提に設置されているのが大きな特徴となっており、徐々にその数を増していたことは記録により明らかである。

三、簡易科小学校設置と就学率について

『文部省年報』の記録によると、「学制」が施行されて以降確実に増加していた就学率が減少に転じたのは『文部省第十三年報』（明治一八年）からであり、再び増加傾向に転じたのは七年後の明治二四年（一八九一）であることは、表1からも明らかである。

この時期は「教育令」が再度改正され、続いて「小学校令」が施行される時期と重なっている。

表1 全国及び東京府の就学率表

明治	全 国			東 京		
	学齢人口	就学者	%	学齢人口	就学者	%
11	5,281,727	2,179,267	41	114,296	57,588	50
12	5,371,383	2,210,607	41	134,860	79,573	59
13	5,533,196	2,271,850	41	132,597	57,304	43
14	5,615,007	2,413,586	43	141,782	58,191	41
15	5,750,946	2,789,776	49	149,122	60,818	41
16	5,952,000	3,037,270	51	156,866	61,612	39
17	6,164,190	3,129,073	51	130,742	78,562	60
18	6,413,684	3,182,232	50	176,232	77,891	44
19	6,611,461	3,063,186	46	200,232	89,145	45
20	6,740,929	3,033,116	45	203,245	95,701	47
21	6,920,345	3,277,489	47	214,288	102,967	48
22	7,078,564	3,410,422	48	227,974	110,566	48
23	7,195,412	3,520,718	49	223,737	104,345	47
24	7,220,450	3,783,435	52	217,584	104,199	48

『文部省年報』により作成

表2 東京府内の簡易科小学校（明治20年）

月日	場所	名称
5月23日	本郷	慈愍小学校
8月23日	麻布、赤坂、芝	慈育小学校
8月25日	浅草	慈善小学校
9月13日	浅草	開善小学校
10月27日	本郷	慈愍小学校（簡易科）
10月29日	深川	教友小学校
11月10日	谷中	貧民小学校
11月15日	浅草	慈善小学分校

「東京都文書館所蔵文書」により作成

先にも述べた通りこの時期は経済状況が疲弊しており、生活に窮した多くの人々が都市に流入し、各地に貧民窟が形成されていた。「明治一〇年代に入ると、資本主義の発展もようやく軌道にのって来たこともあって、大都市の各地に貧

民窟が形成されるようになった⁽²⁷⁾」また、「東京でも三大貧民窟といわれた芝新網・四ツ谷鮫ヶ橋・下谷万年町を中心に貧民窟がふえはじめ、明治二〇年代になるとその範囲も深川・本所・浅草などの下町方面に広がっていった」状況の中、

小学校令期における各宗派同盟と簡易小学校についての一考察

東京府内に簡易科小学校が設けられたのは、『文部省年報』によると明治二〇年以降のことである。東京都文書館にはこの年に開校願が提出された学校の記録が、七校分残されているが、貧困者が集住する地域で多く開校していたことは表2からも明らかである。

ところが、この時期の就学状況を詳しく見てみると、尋常小学校が比較的安定して就学者を確保している一方で、簡易科だけではなく高等科も就学者を増やしていたことは表3からも明らかである。

全体から見ると、それまで確実に増加していた就学率が減少に転じた時期である。貧困者対策として簡易科が導入され、徐々に簡易科の就学者が増加していた一方で、高等科もその数を増やしているものの、全体の就学者増につながる事がなかったのは記録により明らかである。もっとも、この状況に対して簡易科設置の対策が、全くの徒勞であった

表3 就学者一覧表

明治	学齢人口	公立学校生徒			私立学校生徒		
		簡易	尋常	高等	簡易	尋常	高等
19	6,611,461	182,295	2,486,180	93,398	39,029	1,700	37
20	6,740,929	615,109	1,915,458	136,799	1,117	41,815	2,523
21	6,920,345	742,950	1,955,461	175,348	2,851	47,606	3,652
22	7,078,564	781,908	1,993,134	198,401	3,852	49,948	4,151
23	7,195,412	725,701	2,084,384	227,947	4,860	48,187	4,751

『文部省年報』により作成

表4 東京府の学校一覧表

明治	簡易科			尋常科			高等科		
	官	公	私	官	公	私	官	公	私
19					244	415		70	54
20		1			243	348		73	69
21		1	16		251	379		78	79
22					252			73	
23	1	1	19	2	248	375	2	75	83

『文部省年報』により作成

と判断することは早計だと思われる。緊縮財政政策などの影響により増加した生活困窮者が都市に流れ込んでくる一方、富裕層も確実に増加しているという貧富の二極分化が進んでいる中、就学率の落ち込みの下支えの役割を果たしたのが簡易科小学校であったとも思われる。この時期簡易科の設置が徐々に増加していたことは表4からも明らかであり、それに伴い簡易科の就学者が増加している。

東京府内の簡易科小学校の多くは、地域の寺院が協力することで設立されていた。時の文部大臣森有礼が明治二〇年一月に三重県を巡視中に行った演説の中で、「簡易科ハ国民多数ノ就学スヘキ所ナリ、国民教育ノ挙否ハ実ニ簡易科学校ノ如何ニ在リ、尋常科高等科ノ学校ハ授業料ヲ納メ得ヘキ金持ノ就学スヘキ所ナレハ、格別之ヲ奨励セサルモ自ら進ンテ興起スヘシト雖トモ、簡易科学校ニ於テハ最モ郡長ノ尽力ヲ要スヘシ⁽²⁸⁾」と語っている。当時森大臣が簡易科設

置に強い関心を抱いていた背景には、貧困者の増加があったのは明らかであるものの、一方で高等科設置を望む層も確実に増えていた状況について、尋常科・高等科の授業料を払える人々を金持ちと断定している。特別奨励しなくとも学校へ通える人々を気に掛ける必要はないのであり、学校に行けない貧困者こそ手厚く支援する必要があると認識していたのは明らかである。

もつとも、『文部省第十八年報』（明治三三年）には次の記述が残されており、貧困者を対象とした簡易科の差別感が、貧困者たちからも忌避される結果を招いていたのは明らかである。

高等小学校設置ノ区域ハ、府県多クハ一郡市ヲ以テ之ヲ区画セルヲ以テ、其維持ノ方法ハ十分ニ之ヲ鞏固ナラシムルノ便アリト雖、往々其区域過大ニシテ生徒通学上不便ヲ免カレサルモノアリ、此ノ如キ地方ハ別ニ一校ヲ設ケンコトヲ企画シ、以テシテイノ便ヲ計ルモノアリキ、本年高等科ノ増シ

タルハ、其因多クハ此ニアリ、又簡易科ハ、人民既子之ヲ厭嫌シ、尋常科ニ変更セントスルノ冀望アルハ、各地方殆ト同一ノ状況ナリシカ、本年簡易科ノ減シテ尋常科ノ増シタルハ、則此企望ニ成レルモノナリ²⁸⁾

結果として明治二三年（一八九〇）一〇月七日の「小学校令」改正により、簡易科の廃止が決定され制度上はその姿を消したのである。

おわりに

我が国における近代学校制度は、明治五年（一八七二）の「学制」頒布により始まっている。その後「教育令」・「小学校令」と短期間で大きく制度が変わっているが、その間にも度々改正が繰り返されていたことは記録により明らかである。教育制度の見直しは、本来就学者のためにおこなわれるものと思われるが、近代学校制度が導入されてから日の浅いこの時期は、国の

経済状況や支配者側の都合により、教育内容だけでなく就学期間や就学形態などが、短期間に大きくかわっている。

近代学校制度は、導人から一貫して民費依存・受益者負担を原則としていたのであり、「学制」の中で想定されていた唯一の例外である貧人小学も、結果として設置されることはなかった。ところが、明治一九年（一八八六）四月施行の「小学校令」では、貧困者のために授業料を徴収しない簡易科の設置が定められたのである。この経費は区町村費で賄うことが決められており、教員報酬も地方税で補助するなど、公的資金で支えることが前提となっていた。ところが、東京府ではこの時期多くの寺院が宗派を超えて簡易小学校の設立に尽力しており、これらの学校は同盟者並びに有志の寄付で維持されることが前提とされていた。公的資金に頼ることなく運営されるため、多くの同盟者を必要としていたのであり、結果として地域の寺院が宗派を超

え同盟を結んだものと思われる。

もつとも、制度の改正により簡易科設置を決定した背景には、慈善学校の設置願に記されていたように「貧者ノ子弟タル目前ノ活計ニ困苦致シ候ヨリ、自然入校就学候事能ハス、其知識ノ昏昧ナルト、生活ノ窮困ナルトニヨリ、不知・不識法令ニ背キ、懲罰ニ罹ル者往々コレアリ」状況を回避する目的が大きかったと思われる。ところが、仏教寺院が学校設立に関わった目的には、「古者寺児ノ称アリ、蓋シ、寺院住職等檀家子弟教育シテ、習字・読書等ノ業ヲ授ケ、以テ間接布教ノ実益ヲ奏セシ」との思いが含まれていたことは明らかである。

近代学校制度が導入されて以降、就学率は確実に上昇していたものの、「教育令」後半から「小学校令」初期においては、一転減少傾向が続いていた。この背景には緊縮財政により経済的に疲弊した人々が増加したことだけでなく、税収の減少による教育関連予算の削減も影響して

いたと思われる。このような状況の中、授業料が不要となる簡易科の設置によって就学率の挽回が目指されたのであり、簡易科設置が制度化されたことで多くの仏教寺院が簡易科小学校を設立している。もつとも、簡易科の就学者は年々増加していたものの、全体の就学率回復までに至っていないのは記録により明らかである。

また、簡易科設置の政策は、地域住民だけではなく、貧困者からも不評であったことから、徐々に就学者が減少したことで、明治二三年（一八九〇）には制度廃止となっている。当初より貧困者を対象としていたことで、差別化された印象が嫌われる要因であったと思われるが、経済的に厳しい状況の中、就学率の落ち込みがこの程度で留まった背景に、簡易科小学校による就学者の下支えがあったのは明らかであり、東京府内の宗派を超えた寺院同盟による簡易科小学校の設置にも、一定の意義があったと思われる。

小学校令期における各宗派同盟と簡易小学校についての一考察

註

- (1) 久木幸男「慈善洛東学院とその周辺」(『横浜国立大学紀要』第二集、一九八二年)。
- (2) 戸田金一「学制期における府県の貧困子女就学方策について」(『聖園学院短期大学研究紀要』第三六号、二〇〇六年)。
- (3) 戸田金一「秋田県2慈善学校狭間期における貧民子弟の就学」(『聖園学院短期大学研究紀要』第三五号、二〇〇五年)。
- (4) 戸田金一『明治初期の福祉と教育』吉川弘文館、二〇〇八年。
- (5) 土方苑子『東京の近代小学校』東京大学出版会、二〇〇二年。
- (6) 谷川穰『明治前期の教育・文化・仏教』思文閣出版、二〇〇八年。
- (7) 中西直樹・阿部純宏・川瀬裕之「明治初期の文教政策と仏教」(京都女子大学仏教・文化研究所『研究紀要』第六号、一八九三年)。
- (8) 『法令類纂』卷八十三(国会図書館所蔵文書)。
- (9) 同前。
- (10) 貧人小学については倉沢剛も『小学校の歴史』Ⅱの中で、「学制には貧人小学の規定があったが、じっさいには設置されなかった」と述べている。
- (11) 『太政類典』第二編第五十五卷(国立公文書館所蔵文書)。
- (12) 『太政類典』第四編第三十七卷(国立公文書館所蔵文書)。
- (13) 「小学簡易科要項」(『明治前期 教育資料集成』二十一、東京都図書館所蔵文書)。
- (14) 大内青巒主宰「明教新誌」第二一五八号(明治二〇年二月二六日)。
- (15) 同前。
- (16) 同前、第二四五号(明治二〇年八月二六日)。
- (17) 文部省『文部省第十五号報』(明治二〇年)。
- (18) 同前。
- (19) 『日本教育会雑誌』第五十六号(明治二〇年五月)(『近代日本教育叢書』資料編一、宣文堂書店出版部、一九六九年復刻、一九七四年再版)。
- (20) 同前。
- (21) 大内青巒主宰「明教新誌」第三二二二号(明治二〇年五月三日)。
- (22) 「簡易科御引直願」(東京都文書館所蔵文書)。
- (23) 「慈善学校設置願」(東京都文書館所蔵文書)。
- (24) 同前。
- (25) 同前。
- (26) 同前。
- (27) 江村栄一・中村政則編『日本民衆の歴史』六、三省堂、一九七四年。
- (28) 大久保利謙『新修 森有禮全集』第二卷、文泉堂書店、一九九八年。
- (29) 文部省『文部省第十八号報』(明治三三年)。